

パロディ（モンタージユ）

最三判550328

モンタージユ写真の作成発行による著作者人格権

引用とは、自己の著作物中に他人の著作物の一部を採録することをいい、引用側と被引用著作物とを明瞭に区別して認識でき、**主従の関係**があることを要す



雪の斜面をスノータイヤの痕跡のようなシュプールを描いて滑降して来たスキーヤーを撮影して著作したカラーの山岳風景写真の一部を省き、シュプールをタイヤの痕跡に見立ててその起点にあたる雪の斜面上縁に巨大なスノータイヤの写真を合成した白黒のモンタージユ写真を発行することは、**著作者人格権**を侵害する



※ パロディとしての表現上必要な範囲で本件写真の表現形式を模した写真を自ら撮影